

第8章

歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「法」という。）」では、歴史的風致形成建造物の所有者に対し、適切な管理義務（法第16条）及び増築等の届出義務（法第15条第1項）を課しており、当該建築物の保全に支障を来す場合は市町村が勧告を行うことが規定されている。

したがって、歴史的風致形成建造物に対して許容される増築等の行為を、管理の指針として整理する。

1 基本的事項

歴史的風致形成建造物の指定候補の大半が国登録有形文化財、県・市指定文化財であるが、これらについては、文化財保護法、県又は市文化財保護条例に基づき適切に維持・管理を行う。また、その他の建造物については、その価値に基づき適切に維持・管理を行う。

2 個別事項

(1) 国登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財については、歴史的風致の維持向上の観点から、建造物の外観の維持及び保存を基本とする。ただし、外観の小規模な変更（道路等の公共空間から通常望見できる範囲の4分の1以下）や内部の改装については可能とする。

(2) 県・市指定文化財

滋賀県文化財保護条例又は長浜市文化財保護条例に基づく指定文化財については、国の指定文化財と同様に、建造物の外部及び内部ともに現状保存を基本としている。

したがって、これに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、建造物の外部及び内部の破損状況に応じた保存修理を基本とする。また、増築等に関しては、当該建造物の保存上やむをえない場合を除き、原則として行わない。

(3) 景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物については、周辺の景観を先導する建造物として、外観の維持及び保全を基本とする。

(4) その他保全の措置が必要な建造物

その他保全の措置が必要な建造物については、歴史的風致の維持と向上の観点から建造物の外観の維持及び保存を基本とし、文化財部局と協議のうえ、その価値を減じることのない範囲での変更は可能とする。

なお、これらの建造物については、必要な調査等を行ったうえで、できるかぎり文化財又は景観重要建造物の指定等に努めることとする。

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

3 届出不要の行為

法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為については、以下の行為とする。

- ① 滋賀県文化財保護条例第17条第1項に基づく県指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第18条に基づく修理の届出を行った場合
- ② 長浜市文化財保護条例第17条第1項に基づく市指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第18条に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合